

令和 7 年 3 月に判明した事務処理誤りの概要と対応

委託業者の誤り

- 健診結果に応じた健康情報冊子を加入者の皆様へ送付し、医療機関への受診勧奨や特定保健指導の利用勧奨を行っておりますが、対象者の一部の方へ送付ができていないことが内部調査の結果、判明しました。

委託先におけるデータ処理が誤っていたことが原因です。

送付ができていない方々に対しては速やかに送付いたします。今後、委託業者への指導管理を一層徹底するとともに、当該業者におけるシステム改修及び業務に携わる人員を増員することで再発防止を図ります。